

議案第 17 号

岬町企業立地促進条例の一部改正について

岬町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

企業誘致を促進し、地域経済の活性化を図るため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町企業立地促進条例の一部を改正する条例（案）

岬町企業立地促進条例（平成２８年岬町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「５年間」を「３年間」に改め、同条第２項を削る。

附則第２項中「令和７年３月３１日」を「令和１２年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岬町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に優遇措置の指定を受けた事業者について適用し、施行日前に優遇措置の指定を受けた事業者については、なお従前の例による。

岬町企業立地促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町企業立地促進条例（平成28年岬町条例第15号）	
新	旧
第1条～第3条（略） （助成金の種類及び額） 第4条 助成金の種類及び額は、次のとおりとし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 (1) 施設設置助成金 指定事業者が新設等を行った対象施設のうち規則で定める施設に対して賦課される固定資産税の収納額に2分の1を乗じて得た額を操業開始の日の翌年の4月1日から起算して<u>3年</u>間（1年分につき2,000万円を限度とする。） (2)（略） (3)（略） (削る) 以下本則（略） 附 則 1 （略） （この条例の失効） 2 この条例は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。 以下 （略）	第1条～第3条（略） （助成金の種類及び額） 第4条 助成金の種類及び額は、次のとおりとし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 (1) 施設設置助成金 指定事業者が新設等を行った対象施設のうち規則で定める施設に対して賦課される固定資産税の収納額に2分の1を乗じて得た額を操業開始の日の翌年の4月1日から起算して<u>5年</u>間（1年分につき2,000万円を限度とする。） (2)（略） (3)（略） 2 <u>岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和2年岬町条例第2号）及び岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年岬町条例第20号）に基づく課税免除を受けた指定事業者については、前項第1号の5年間に当該課税免除の期間を含めるものとする。</u> 以下本則（略） 附 則 1 （略） （この条例の失効） 2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。 以下 （略）